

令和2年(2020年)4月15日  
市長定例記者会見

西宮市政記者クラブ各位

骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援事業助成金の交付の開始について

## 1 当該助成の趣旨

近年、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植を必要としている患者は国内に約2,000人おられ、その患者の9割以上にドナー候補者が見つかっています。

しかし、実際に移植に進むのはそのうちの6割程度となっており、仕事が休めない等のドナー側の都合により、骨髄等の提供が辞退となるケースが多いのが現状であります。

このような背景を踏まえ、本市では、骨髄等を提供されたドナーの方に助成金を交付することで、休業による収入減などの経済的な負担を軽減させ、提供辞退者の減少を図ります。

## 2 助成対象者

次の3つの要件を満たす方

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄等提供あっせん事業においてドナーとなった方
- (2) 骨髄等の提供を行った日が令和2年4月1日以降であり、かつ、骨髄等の提供を行った日に西宮市内に住所を有する方
- (3) 市税に滞納がない方

※なお、次の方は対象者とはなりません。

- ・骨髄等の提供を行った日において無職の方
- ・ドナー休暇制度がある事業所に勤務している方
- ・骨髄等の提供に関し、他の自治体、団体等から同種同類の助成金等を受けている方

## 3 助成金額

骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額

(1回の提供につき14万円を限度とします。)

## 4 交付申請等

交付申請につきましては、令和2年4月1日より保健所 保健総務課の窓口にて行っています。